

2008年3月21日
日本共産党議会議員 中村 孝之

私は、日本共産党議員団を代表して、議案第31号「平成20年度伊丹市国民健康保険事業特別会計予算」、関連する議案第57号「伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ならびに議案第32号「平成20年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計予算」、関連する議案第52号「伊丹市後期高齢者医療に関する条例の制定について」、それぞれ反対の立場から討論を行います。

これら四議案は、いずれも2006年（平成18年）6月に政府与党が強行採決した健康保険法等の改正に関連する議案であります。

法律改正の最大の柱は、75歳という年齢を重ねただけで後期高齢者と規定し、現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離し、医療を差別する独立した医療保険制度の創設であり、世界に例のないまれに見る大改悪であります。

この制度創設の最大の問題点は、後期高齢者の医療給付費が増えれば、後期高齢者の保険料の値上げにつながるという仕組みであり、露骨な受診抑制であります。

このことは、「本制度が実施されれば、過酷な負担がさらに追い討ちをかけ、高齢者のくらしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、わが国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を踏みにじる暴挙となる、高齢者に大幅な負担増をもたらす、生存権を脅かす」と、全国的な意見書採択の広がりにも示されています。

政府自身が国民的な批判の中で、75歳以上の保険料徴収を、健康保険・共済組合の扶養家族になっている人については半年間免除、70歳以上75歳未満の人の医療費自己負担割合を1割から2割への引き上げは、1年間凍結を表明するなど、強行した医療制度改正の破綻を認めざるをえなくなったこと自身、欠陥法律であることを示しています。

今国会においては、日本共産党・民主党・社民党・国民新党の野党四党が、2月28日、後期高齢者医療制度の廃止法案を衆議院に提出しましたが、その内容は、後期高齢者医療制度の導入そのものの撤回を求めるものであります。

提案されている議案57号「伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」と関連する議案31号は、賦課限度額を6万円も引き上げる内容であります。さらに65歳から75歳未満の人の国民健康保険税を、今年10月より年金から天引きするものであり、税の納付について分納・減免などの相談が多い中、問答無用の年金天引きは問題であります。

次に議案第52号「伊丹市後期高齢者医療に関する条例の制定について」と関連する議案32号は、前段でも述べましたように、高齢者イジメの医療制度創設に基づく条例・会計予算案であり問題であります。

議員各位のご賛同をお願いしまして討論を終わります。